

## 中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会とは

- 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を関連制度の適切な活用を促すとともに、地方公共団体等における用地取得業務に関して、助言、指導その他の支援を行うことにより、円滑な公共用地の取得等の促進に寄与することを目的として、平成31年2月に設立されました。

## ■開催概要

日時：令和元年11月27日（水） 13:00～17:00

場所：名古屋市中区役所ホール

（名古屋市中区栄四丁目1番8号）

主催者：愛知県弁護士会 共催：中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会、日本弁護士連合会、中部弁護士会連合会

参加者：約300名

内容：①河口航平弁護士（愛知県弁護士会）より、所有者不明土地問題の全般的な解説をいただきました。

②山野目章夫教授（早稲田大学大学院法務研究科）より、所有者不明土地問題の課題や、国の審議会において議論されている最新の情報等について、ご講演いただきました

③野村裕弁護士（第二東京弁護士会）からは「津波被災地の復興事業と所有者不明土地」について、河村善隆用地調整官（中部地方整備局）からは「公共事業と所有者不明土地」について、荻田匡嗣用地対策係長（名張市）からは「所有者不明土地問題と地籍調査について」、それぞれ実務を担当されている講師からの報告していただきました。

④竹内裕詞弁護士（愛知県弁護士会）がコーディネーターを行い、山野目氏・野村氏・河村氏・荻田氏をパネリストとして、「自治体・弁護士が取り組むべき課題」というテーマでパネルディスカッションが行われました。

## ■シンポジウムの様子



河口弁護士



基調講演  
山野目教授



報告  
（野村弁護士・河村用地調整官・荻田用地対策係長）



パネルディス  
カッション